

墨田区認定こども園条例概要

1 目的及び設置

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園として、墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

2 認定こども園の名称及び位置

区 分	名 称	位 置
幼保連携型	墨田区たちばな認定こども園	墨田区立花三丁目21番16号
	墨田区八広認定こども園	墨田区八広三丁目7番5号

3 認定こども園の開園時間、休園日及び入園資格

(1) 開園時間

ア 午前7時15分から午後6時15分まで（ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。）

イ アにかかわらず、標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を行う認定こども園の開園時間は、区長が別に定める。

(2) 休園日

規則で定める日

(3) 入園資格

満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども

4 墨田区保育所条例の一部改正

上記2の認定こども園の設置に伴い、墨田区たちばな保育園及び墨田区八広保育園に係る規定を削る。

5 墨田区特別保育の利用に関する条例及び墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正

認定こども園の設置に伴い、所要の規定整備をする。

6 施行期日

平成29年4月1日